

## 令和6年第3回大野町農業委員会議事録

令和6年3月1日、大野町農業委員会長 目加田 菊次は、第3回大野町農業委員会を大野町総合市民センター大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

---

### 本日の会議に付した議案

- 報第5号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議第6号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第7号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第8号 農用地利用集積計画について

---

### 出席農業委員（13名）

- |              |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員  | 2番 馬淵 徳次 委員   | 3番 内田 博人 委員  |
| 5番 河本 茂樹 委員  | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員  |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員    | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 12番 加納 賢 委員   | 13番 清水 誠 委員  |
| 15番 飯沼 良一 委員 |               |              |

### 出席農地利用最適化推進委員（9名）

- |           |          |          |          |
|-----------|----------|----------|----------|
| 岡田 松榮 委員  | 林 竜彦 委員  | 渡邊 靖 委員  | 所 勝重 委員  |
| 久保田 静真 委員 | 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 |
| 宮嶋 博幸 委員  |          |          |          |

### 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

- |          |         |
|----------|---------|
| 野津 正明 委員 | 田代 定 委員 |
|----------|---------|

### 本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 係長 高島 伸圭 | 係 田邊 貢一 | 係 若原 宏晃 | 係 高橋 和也 |
|----------|---------|---------|---------|

(令和6年3月1日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日推進委員の野津正明委員、田代定委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を6番の見屋井美栄子委員、7番の河野正和委員にお願いしたいと思います。それでは報第5号について、事務局より説明願います。

〔係長高島伸圭 報第5号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。2筆で2,333㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で172㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。13筆で9,774㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で4,514㎡でございます。

5番の案件につきましては、祖父より農地を相続されたものであります。3筆で6,611㎡でございます。

6番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。2筆で704㎡でございます。

ます。

7番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で3,379㎡でございます。

報第5号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第5号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第6号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 報第6号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番と2番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃借権を設定しておりましたが、令和6年2月14日付で合意解約されたということで、通知されました。

3番と4番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による賃借権を設定しておりましたが、令和6年2月16日付で合意解約されたということで、通知されました。

報第6号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第6号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第6号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

[係長高島伸圭 議第6号の議案説明]

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より新規（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は455㎡となります。担当推進委員は林委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より新規（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は334㎡となります。担当推進委員は林委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は23,849㎡となります。担当推進委員は岡田委員でございます。

4番でございます。譲受人が譲渡人より新規（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は203㎡となります。担当推進委員は所委員でございます。

5番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は8,536㎡となります。担当推進委員は小森委員でございます。

6番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は27,950㎡となります。担当推進委員

は田代委員でございます。

なお、本日欠席の田代委員から担当の案件については、特段の意見がないということを事務局で伺っております。

議第6号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第6号の1番・2番の案件につきまして、担当委員であります林委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（林竜彦委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第6号の3番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岡田松榮委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第6号の4番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第6号の5番の案件につきまして、担当委員であります小森委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（小森富雄委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第6号の1番から6番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第6号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第7号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第7号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、さらに農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は田代委員でございます。

なお、本日欠席の田代委員から担当の案件については、特段の意見がないということを事務局で伺っております。

議第7号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第7号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第7号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第8号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第8号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、農用地利用集積計画を定めるにあたっては、農業委員会の決定を経ることとなっており、令和6年2月21日付け文書で農業委員会の意見を求められております。令和6年3月31日に終期を迎える利用権の更新及び、新たに利用権を設定する分の農用地利用集積計画です。

今回は個人分といたしまして75件、81,264.41㎡、中間管理機構分といたしまして300件、510,439㎡の合計375件、591,703.41㎡の申請がありました。また、賃貸借を伴うものについては297件506,943.41㎡、使用貸借を伴うものについては78件84,760㎡でございます。

こちらは令和6年4月1日公告予定です。公告後の集積面積は大野町全体で571.8haとなり、集積率は50.2%となります。

議第8号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第8号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第8号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については4月5日9時より行います。場所のほうが大野町役場2階大会議室になりますので、お間違えのないようにお越してください。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第3回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。



本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 見屋井 美栄子



委員 河野 正和

